

森村学園 PTA 規約

「会の名称」

第1条 本会は「森村学園 PTA」と称する。

「会の目的」

第2条 本会は、家庭と学園との関係を緊密にし、学園教育の充実、発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

「会の事業」

第3条 本会は、その目的を達成するため、懇談会、講演会、講習会、見学、広報、学園施設の助成、慶弔見舞、その他の事業を行う。

「会の構成」

第4条 本会は、在学園児・児童・生徒の保護者及び本務教職員を以て構成する。

「会の組織」

第5条 本会は、次の4つの部（園）の PTA を以て構成し、必要に応じて各部（園）PTA の中に事業部を設けることができる。

（ア）幼稚園 PTA （イ）初等部 PTA （ウ）中等部 PTA （エ）高等部 PTA

「役員」

第6条 本会に、次の役員を置く。

（ア）会 長	1名	保護者より1名
（イ）副会長	2名	保護者より1名 教職員より1名
（ウ）幹事長	4名	各部（園）毎に保護者より1名
（エ）監 事	2名	保護者より1名 教職員より1名
（オ）顧 問	2名	理事長、学園本部より1名

「役員を選出」

第7条 役員は、次の方法により選出する

（ア）会 長	学園または前年度幹事長会の推薦により委嘱する。
（イ）副会長	学園または前年度幹事長会の推薦により委嘱する。
（ウ）幹事長	前年度幹事長会の推薦により委嘱する。
（エ）監 事	会長より委嘱する。

「役員の任期」

第8条 役員の任期1年とする。

「役員の職務」

第9条 役員は、次の事項を行う。

（ア）会長は、本会を代表し、会務を総括する。
（イ）副会長は、会長を補佐し、会長に差支えがあるときはその職務を代行する。

- (ウ) 幹事長は、各部（園）PTA の会務を総括する。
- (エ) 幹事は、会計を監査する。
- (オ) 顧問は、会長の諮問に応じ、会務の補佐を行う。

「幹事長会」

第 10 条 幹事長会は、第 7 条の役員及び各部（園）所属長をもって構成し、次の事項を審議、立案し、必要な事項の実施に当たる。

- (ア) 事業計画
- (イ) 収支予算案、収支決算報告案、その他総会に提出する議案
- (ウ) 役員の就任並びに辞任に関する事項
- (エ) その他の事項

「総会」

第 11 条 総会は、PTA 会長が招集し、年 1 回開催されるものとする。総会は、出席者と委任状を合わせて保護者会員の二分の一以上を以て成立するものとする。

第 12 条 次の事項は、総会の承認を得るものとする。

- (ア) 事業計画案
- (イ) 事業報告
- (ウ) 収支予算案
- (エ) 収支決算報告
- (オ) 規約の改訂

「事業年度」

第 13 条 本会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

「会費」

第 14 条 本会の会費は、1 家庭について 年額 4,000 円とする。

附則

- (1) 本会の会計、事務並びに慶弔見舞等に関しては、内規をつくることができる。内規の変更は、幹事長会の決議によって行うことができる。
- (2) この規約は、令和 4 年 6 月 30 日より実施する。